

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

廃石綿等

以上 9 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 27 年 1 月 7 日 更新許可 以下余白

5. 積替え許可の有無

余白

5. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無

無